中部イノベネット規約

中部イノベネット

（名称）
第１条　本組織は「中部イノベネット」と称する。
　２　英文では、Chubu Innovation Creation Network とし、略称を CICN とする。

（目的）
第２条　中部イノベネットは、中部地域の自律的、継続的なイノベーションの創出を担う関係機関が、連携・協働して、イノベーション力の強化を図り、もって地域産業の活性化を図ることを目的とする。

（事業）
第３条　中部イノベネットは第２条の目的を達成するため、会員が保有する技術開発のリソース（専門人材、機器設備等）の相互活用を図り、次の事業を行う。
　２　地域企業等を技術支援するため、技術相談・支援、技術シーズの紹介、試験設備利用開放・紹介などの事業に関すること。
　３　ウエブサイトを活用した技術相談、情報提供に関すること。
　４　人材の交流および育成の促進に関すること。
　５　名古屋駅前イノベーションハブの運用に関すること。
　６　その他中部イノベネットの目的を達成するために、必要と認められること。

（会員および会員の役割）
第４条　中部イノベネットは、中部地域で活動している大学、研究機関および技術開発支援機関であって、本規約に賛同する者をもって構成する。
　２　会員区分は、特別会員・正会員・協力会員とする。
　３　特別会員・正会員は、名古屋駅前イノベーションハブを利用することができる。
　４　特別会員・正会員は、事業の運営企画に携わる。
　５　協力会員は、情報提供、広報、技術相談支援を行う。

（年会費）
第５条　特別会員・正会員は、年会費または年会費相当を負担するものとする。
　２　特別会員は、１口５万円×４口以上を支払うものとする。
　３　正会員は、１口５万円以上とし、可能な限り複数口を支払うものとする。

（入会）
第６条　中部イノベネットに入会しようとするときは、運営委員長に会員区分を明記した入会申込書を提出し、運営委員会の承認をえなければならない。

（退会）
第７条　会員は、次の各号の一に該当し、運営委員会の議決により退会が相当と認められた時は、退会したものとする。
　（１）運営委員長への退会届の提出
　（２）特別会員・正会員においては、年会費の２年以上の滞納
　（３）当規約違反
　（４）中部イノベネットへの名誉棄損や運営妨害行為など中部イノベネットに対する不利益な行為

（５）他の会員機関や第三者に不利益を与える行為
（６）特別な事由により運営委員長が退会を相当と認めた時

（会員の権利および義務）
第８条　会員は、適切な技術相談支援、情報提供など第３条に掲げる事業の遂行に努めなければならない。

（運営委員会）
第９条　中部イノベネットの事業運営組織として「運営委員会」を設置する。
２　運営委員会は、第３条の事業に関し企画・執行に係る意思決定を行う。
３　特別会員・正会員は、運営委員会を構成する。
４　協力会員は、運営委員会に参加することができる。

（運営委員会の開催）
第１０条　運営委員会は、運営委員長が召集する。
２　運営委員会は、少なくとも毎年１回開催しなければならない。
３　運営委員会は、運営委員長が必要と認めたとき、あるいは、３分の１以上の特別会員・正会員が開催を要求したときに開催する。
４　運営委員会は、電磁的方法または書面により開催することができる。

（運営委員会の議決方法他）
第１１条　運営委員会は、特別会員・正会員の委任状を含む過半数の出席により成立する。
２　運営委員会の議事は、出席した特別会員・正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、運営委員長の決するところによる。
３　ただし、この規約の改廃、解散については、特別会員・正会員の３分の２以上の同意を要するものとする。
４　電磁的方法または書面にて開催した場合の議決は、特別会員・正会員全員に対し、第２および第３項に準ずるものとする。

（役員）
第１２条　本会に、運営委員長１名、運営副委員長１名、監事１名を置く。
２　運営委員長は、特別会員・正会員の中から互選により選出する。
３　運営副委員長および監事は、運営委員長が指名する。
４　運営委員長は、運営委員会を総括する。
５　運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときはその職務を代理し、運営委員長が欠けたときはその職務を代行する。
６　監事は、中部イノベネットの会計を監査し、運営委員会への報告の職務を行う。

（役員の任期）
第１３条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。
２　補欠あるいは増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残期間とする。
３　役員は、任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を行う。

（役員の報酬）
第１４条　役員は、無報酬とする。

（ワーキンググループ）
第１５条　中部イノベネットの事業を円滑に進めるため、個別案件を検討する場としてワーキンググループ(以下「WG」という。)を設置することができる。
２　WGのテーマ、構成メンバーは、運営委員長が定める。
３　WGの運営は、別に定めるワーキンググループ運営要領に基づく。

（窓口担当コーディネータ会議）
第１６条　中部イノベネットの事業を円滑に進めるため、大学・高等専門学校・研究機関・公設試の窓口担当コーディネータにより構成する窓口担当コーディネータ会議を設置し、技術支援情報の提供や連携を図る。

（事務局）
第１７条　中部イノベネットの事務局は、公益財団法人中部科学技術センターに置く。

（会計）
第１８条　中部イノベネットの経費は、年会費およびその事業費をもって充てる。
２　中部イノベネットが実施する事業については、その内容に応じて、参加費を参加者から徴収できるものとする。
３　中部イノベネットの会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終了する。

（細則）
第１９条 この規約に定める事項のほか、中部イノベネットの運営に関し必要な事項は、運営委員長が別に定める。
２　名古屋駅前イノベーションハブの利用要領については別に定める。

［附則］
１．　この規約は、平成２０年７月１６日から施行する。
２．　この改正規約は、平成２１年４月１日から施行する。
３．　この改正規約は、平成２２年４月１日から施行する。
４．　この改正規約は、平成２４年４月１日から施行する。
５．　この改正規約は、平成２５年４月１日から施行する。
６．　この改正規約は、平成２９年６月２７日から施行する。
７．　この改正規約は、令和３年７月８日から施行する。
８．　この改正規約は、令和４年６月２８日から施行する。
９．　この改正規約は、令和６年７月３日から施行する。